

<b>I. 監査の基本事項、II. 監査の実施手続き</b>	
II. 監査の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「監査の重点事項」を令和5年度版に更新。</li> <li>○ 書類監査の実施計画を令和5年度版に更新。</li> </ul>
<b>III. 書類監査報告書等</b>	
全体	令和4年度の書類監査に差替え。
<b>IV. 実地監査マニュアル</b>	
<b>B. 検証基準</b>	
4. 顧客等に関する情報管理態勢	<p>個人情報保護法及び関連法令を最新のものに更新（令和5年4月改正）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法第2条・18条</li> <li>・同法施行規則第8条・20条・24条</li> <li>・通則ガイドライン2-2、2-5、2-9、2-1-2、3-1-2</li> <li>・金融分野ガイドライン第4条・11条</li> </ul>
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出	<p>犯罪収益移転防止法施行令（令和5年6月1日改正）及び同法施行規則（令和5年2月改正他）を最新のものに更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類「戸籍の謄本若しくは抄本」→「戸籍の附票の写し」（施行規則第7条）</li> <li>・条ずれ対応（施行令第7条、施行規則第6条・13条・21条・24条）</li> <li>・「確認記録の参考様式」を最新のものに差替え。</li> </ul>
15. 取立行為規制	<p>貸金業法第21条1項の規定を最新のものに更新。（令和4年11月1日改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正に伴う関連規定の改正。債務処理を行う「弁護士法人」に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を追加。</li> </ul>
全体	上記の他、所要の改定。
<b>B. 検証基準《別表》</b>	
【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定期引の場合）及び本人確認書類	<p>犯罪収益移転防止法施行規則の改正（令和5年2月1日）を踏まえ、本人確認書類「戸籍の謄本若しくは抄本」を「戸籍の附票の写し」に変更。</p>
全体	上記の他、所要の改定。
<b>別冊チェックリスト（主な着眼点）</b>	
2. 法令等遵守態勢 項目 No.1	社内規則策定ガイドラインの直近の改正に関する記述を更新。
全体	上記の他、所要の改定。

以上

旧（第9版）					新（第10版）						
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）					2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）						
No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の改正</p> <p>《令和2年10月、12月改正》——（協会案内発信日R3.4.15） ——令和2年10月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律」、令和2年12月23日「貸金業法施行規則」・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び令和2年12月28日「犯罪収益移転防止法施行規則の改正」が施行されたこと等に伴い、「5取引時確認等の措置等」「8貸金業務取扱主任者」を一部改正した</p> <p>《令和4年2月改正①》（協会案内発信日R4.2.16） 令和4年4月1日の民法改正による成年年齢引下げを踏まえた対応。18歳、19歳の若年者への貸付けに関し、「11.過剰貸付けの防止（個人情報情報の提供等を含む。）」「12.広告の取扱い」を一部改正した</p> <p>《令和4年2月改正②》（協会案内発信日R4.2.28） 「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正した</p> <p>《令和4年5月、7月改正》（協会案内発信日R4.5.20、R4.7.20） 令和4年4月1日の個人情報保護法の改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を改正、その他「5取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>（追加）</p>	社内規則、業務マニュアル		1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の<b>主な</b>改正</p> <p>（削除）</p> <p>《令和4年2月改正①》（協会案内発信日R4.2.16） 令和4年4月1日の民法改正による成年年齢引下げを踏まえた対応。18歳、19歳の若年者への貸付けに関し、「11.過剰貸付けの防止（個人情報情報の提供等を含む。）」「12.広告の取扱い」を一部改正した</p> <p>《令和4年2月改正②》（協会案内発信日R4.2.28） 「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正した</p> <p>《令和4年5月、7月改正》（協会案内発信日R4.5.20、R4.7.20） 令和4年4月1日の個人情報保護法の改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を改正、その他「5取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>《令和5年2月改正》——（協会案内発信日R5.2.1） ——令和5年2月1日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴い「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p> <p>《令和5年4月改正》——（協会案内発信日R5.4.3） ——規程記載例「19.システムリスク管理態勢」を新たに策定した</p> <p>《令和5年7月改正》——（協会案内発信日R5.7.20） ——令和5年4月1日の個人情報保護法等の改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を、令和5年5月11日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における態勢整備を踏まえ「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した</p>	社内規則、業務マニュアル	
2～4(略)					2～4(略)						

旧（第9版）					新（第10版）						
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出					6. 取引時確認、疑わしい取引の届出						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	取引時確認 【犯罪収益移転 防止法4条、 <del>医療 保険制度の適正 かつ効率的な運 営を図るための健 康保険法等の一 部を改正する法 律</del> 】	a. 取引時確認を適正に行っているか ※ 法人と特定取引等を行う場合、その取引の任に当たっている自然人(代表者等)について も、本人特定事項の確認を行わなければならない(犯収法4条4項) b. 取引時確認の方法は適正か ◆【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法(通常の特定取引の場合)及び本人確認書 類 注1) 犯収法施行規則の改正により、オンラインで完結する本人特定事項の確認方法が新 設された(平成30年11月30日施行) 注2) <del>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正す                      る法律(令和2年10月1日施行)</del> 原則として、本人確認等を目的として被保険者記号・番号等の告知を求めることが禁止さ れており、本人確認等を被保険者証で行う場合は、以下の点に留意すること。 ・ホームページ等において、被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付するよ うな記載を行わないこと。 ・本人特定事項の確認のため被保険者証の提示を受ける場合は、被保険者等の記号・番 号等を書き写さず、写しをとる場合は、被保険者等の記号・番号等を復元できない程度 にマスキングを施すこと。 ・被保険者証の写しの送付を受け本人確認等を行う場合は、あらかじめ申請者や顧客等 に対し被保険者等記号・番号等にマスキング求め、マスキングが施されていない場合は、 写しの提供を受けたものにおいてマスキングを施すこと。	本人確認書 類、確認記 録		1	■	取引時確認 【犯罪収益移転 防止法4条】	a. 取引時確認を適正に行っているか ※ 法人と特定取引等を行う場合、その取引の任に当たっている自然人(代表者等)について も、本人特定事項の確認を行わなければならない(犯収法4条4項) b. 取引時確認の方法は適正か ◆【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法(通常の特定取引の場合)及び本人確認書 類 注1) 犯収法施行規則の改正により、オンラインで完結する本人特定事項の確認方法が新 設された(平成30年11月30日施行) (削除)	本人確認書 類、確認記 録	
2	■	確認記録の作 成【犯罪収益移 転防止法6条】	a. 取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成しているか b. 法令で定める事項を適正に記載しているか ◆【別表3】確認記録の記録事項(犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項) 注) 確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益 移転防止対策室(JAFIC)がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に 参考様式が掲載されている (追加)	確認記録		2	■	確認記録の作 成【犯罪収益移 転防止法6条】	a. 取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成しているか b. 法令で定める事項を適正に記載しているか ◆【別表3】確認記録の記録事項(犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項) 注1) 確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益 移転防止対策室(JAFIC)がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に 参考様式が掲載されている 注2) <u>マイナンバー、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号等の取扱いに                      ついて、以下の点に留意すること</u> ・ <u>マイナンバーカード、国民年金手帳、各種健康保険証の提示を受ける場合には、当該番                      号を書き写さず、写しを取る際には、マイナンバーカードにあつては裏面の写しを取らない                      ようにし、国民年金手帳及び各種健康保険証は当該写しの番号部分を復元できない程                      度にマスキングを施すこと。</u> ・ <u>これらの書類の写しの送付を受ける場合には、あらかじめ顧客等に対し当該番号にマス                      キングを施すよう求め(マイナンバーカードの場合は表面のみの写しの送付を求めること                      とする)、受領した写しにマスキングが施されていないときは、復元できない程度にマス                      キングを施すこと。</u>	確認記録	
3 (略)					3 (略)						
4	□	リスクベース・ア プローチの実施 【犯罪収益移転 防止法11条、監 督指針Ⅱ-2-5 (1)①口】	a. テロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析 し、その結果を勘案した措置を講じるために、 <u>以下のような対応</u> を行っているか ・国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・ 商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取 引がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分 析した上で、その結果を記載した書面等(特定事業者作成書面等)を作成し、定期的に見 直しを行うこと ・特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存 している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること	リスクにつ いて調査・分 析した結果の記 録		4	■	リスクベース・ア プローチの実施 【犯罪収益移転 防止法11条、監 督指針Ⅱ-2-5 (1)①口】	a. テロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析 し、その結果を勘案した措置を講じるために、 <u>以下のような対応</u> を行っているか ・国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・ 商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取 引がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分 析した上で、その結果を記載した書面等(特定事業者作成書面等)を作成し、定期的に見 直しを行うこと ・特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存 している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること	リスクにつ いて調査・分 析した結果の記 録	

旧（第9版）				新（第10版）				
		<p>・ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（犯収法4条2項前段）若しくは顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（犯収法施行規則5条）、又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（高リスク取引）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること</p> <p>※ マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう（マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインⅡ-1）</p> <p>注）監督指針Ⅱ-2-5「取引時確認、疑わしい取引の届出」(1)①ロについて、平成30年2月改正により、従前の表現「以下のような対応を行うことに努めているか」が、「以下のような対応を行っているか」に改められたことに留意する (追加)</p>				<p>・ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（犯収法4条2項前段）若しくは顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（犯収法施行規則5条）、又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（高リスク取引）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること</p> <p>※ マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう（マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインⅡ-1） (削除)</p> <p>注）協会発信情報(R5.7.20)「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援について」を参照のこと</p>		
5～6(略)				5～6(略)				

14. 書面の交付義務

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～12(略)					
13	■	重要事項変更時の書面の交付 【貸金業法17条1項～5項】	<p>a. 書面の様式は適正か b. 法令で定める事項を適正に記載しているか c. 適正に交付しているか</p> <p>※ 取引関係を見直すことにより、法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際は、法第17条に規定する書面を契約の相手方および保証人がいる場合には当該保証人に交付することが求められる（監督指針Ⅱ-2-16(1)①） (追加)</p>	変更時書面	
14～15(略)					

14. 書面の交付義務

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～12(略)					
13	■	重要事項変更時の書面の交付 【貸金業法17条1項～5項】	<p>a. 書面の様式は適正か b. 法令で定める事項を適正に記載しているか c. 適正に交付しているか</p> <p>※ 取引関係を見直すことにより、法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際は、法第17条に規定する書面を契約の相手方および保証人がいる場合には当該保証人に交付することが求められる（監督指針Ⅱ-2-16(1)①） ※ 顧客との和解、示談（弁護士等の債務整理や訴訟上の和解・示談を含む）の場合も、重要事項に該当する項目が変更された場合は17条書面の交付が必要となる。 (金融庁 H22.6.15公表 監督指針パブリックコメント No.49) (協会 H22.6.22公表 自主規制基本規則パブリックコメント No.46)</p>	変更時書面	
14～15(略)					

旧（第9版）				
15. 取立行為規制				
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等 検証結果
1(略)				
2	■	取立行為規制【貸金業法21条1項】	<p>a. 貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしていないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯(午後九時から午前八時までの間。施行規則19条1項)に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること</li> <li>債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、<b>前号に規定する内閣府令で定める</b>時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること</li> <li>正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること</li> <li>債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと</li> <li>はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること</li> <li>債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること</li> <li>債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること</li> <li>債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること</li> <li>債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を<b>弁護士若しくは弁護士法人</b>若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、<b>正当な理由がないのに</b>、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること</li> <li>債務者等に対し、<b>前各号</b>のいずれかに掲げる言動をすることを告げること</li> </ul> <p>◆【別表9】取立て行為の規制(貸金業法第21条第1項)                  ※ 貸金業法21条1項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある(監督指針Ⅱ-2-19(2)①)                  注)「人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当する行為であるかを判定する際には、監督指針Ⅱ-2-19(2)留意事項、自主規制基本規則69~72条、及び【別表9】を参照すること                  注) 貸金業法21条1項1号、2号、3号、9号の「正当な理由」に留意すること</p>	交渉経過記録、顧客とのやり取り(音声記録)、業務日報
3(略)				

新（第10版）				
15. 取立行為規制				
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等 検証結果
1(略)				
2	■	取立行為規制【貸金業法21条1項】	<p>a. 貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしていないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯(午後九時から午前八時までの間。施行規則19条1項)に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること</li> <li>債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、<b>上記</b>時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること</li> <li>正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること</li> <li>債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと</li> <li>はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること</li> <li>債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること</li> <li>債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること</li> <li>債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること</li> <li>債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を<b>弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人</b>若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、<b>正当な理由がないのに</b>、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること</li> <li>債務者等に対し、<b>上記</b>のいずれかに掲げる言動をすることを告げること</li> </ul> <p>◆【別表9】取立て行為の規制(貸金業法第21条第1項)                  ※ 貸金業法21条1項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある(監督指針Ⅱ-2-19(2)①)                  注)「人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当する行為であるかを判定する際には、監督指針Ⅱ-2-19(2)留意事項、自主規制基本規則69~72条、及び【別表9】を参照すること                  注) 貸金業法21条1項1号、2号、3号、9号の「正当な理由」に留意すること</p>	交渉経過記録、顧客とのやり取り(音声記録)、業務日報
3(略)				